

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年3月までの期間及び61年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から60年3月まで
② 昭和61年4月から同年9月まで

結婚するまでの国民年金保険料は納付していなかったが、申立期間①は、長男が生まれた昭和57年ごろ、自治会長から保険料を納付するように強く勧められたので、毎月集金に来ていた自治会長に保険料を預けて納付していた。

また、申立期間②は、夫の保険料と一緒に金融機関で納付していたはずなので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前は国民年金保険料を納付しておらず、長男が生まれた時の前後に自治会長の強い勧めにより納付を開始し、1年ぐらいは自治会長の集金で、それ以降は、申立人が夫婦分一緒に金融機関で納付していたと述べているところ、申立期間当時、申立人が記憶する人物が自治会長であったことや、その夫の保険料も申立期間①及び②を含み、すべて納付済みとされていることが確認できる。

また、申立期間①については、当時、申立人が居住していた市の広報誌等から、同市内には自治会単位での保険料の納付組合が存在し、代表者（自治会長等）が市から納付書を預かり、保険料を集めて最寄りの市指定金融機関に納付を行っていたことなどが確認できる。

さらに、申立期間②については、6か月と短期間である上、申立人は申立期間後の自身の保険料に未納は無いとともに、申立期間の保険料の納付の契機や申立期間①及び②の間の免除の経緯等に係る申立人の主張は具体的であ

る。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間、50年1月から同年12月までの期間及び51年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和50年1月から同年12月まで
③ 昭和51年4月から同年7月まで

国民年金保険料を納付していたにも関わらず、催告状が送られてきたことが数回あった。しかし、保険料を納付しなかったことは無いので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合わせても19か月と比較的短期間であり、申立人は、昭和46年10月から国民年金に任意加入し、国民年金加入期間に係る国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の前後の期間は納付済みとされており、保険料の納付にも遅れは見られないことなどから、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①の保険料は市の集金で納付し、申立期間②及び③の保険料は、市役所又は銀行で納付したと述べているところ、これらの納付方法は申立人が居住していた各市における保険料の納付方法と一致しており、申立内容に不自然さはうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から50年3月まで

20歳到達時、役場から国民年金の加入についての文書が送付されてきた。役場へ赴いた際に「国民年金の加入は任意であるが、加入しないと障害となった場合に障害年金が出ない。」と言われて国民年金に加入した。兄が私を含め家族4人分の国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の兄が家族4人（申立人のほか、申立人の母、兄及び義姉）の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、その兄も、申立人が婚姻するまで、申立人の保険料を家族の分と併せて納付していたとしている。

また、申立人以外の3人の家族は保険料の未納は無い上、申立人の母は国民年金制度発足時から国民年金に任意加入しているほか、申立人の国民年金加入期間のうち、その兄が納付していたとみられる期間の大半は保険料が前納されており、その兄も、国民年金加入期間の大半について保険料を前納していることが確認できるなど、国民年金に対する関心が高い家庭であったこと、及び申立人の兄の保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月に払い出されており、これ以外に別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ国民年金加入手続を行ったものとみられるが、この時点では、申立期間の一部（昭和48年10月から50年3月まで）は過年度納付が可能であり、申立人の兄は、役所から来た請求書等は納付しなければならないとい

う意識で確実に払っていたとしており、上記のとおり納付意識が高かったことを踏まえると、過年度納付が可能であった48年10月から50年3月までの保険料について納付していたとしても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち昭和44年9月から48年9月までの期間については、前述の加入手続時点では既に時効により納付することができなかつたと考えられ、申立人の兄から聴取しても特例納付を行ったことまでうかがえず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがえる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、近所のお年寄りから「年金はありがたい」、「年金は大事だ」などの言葉を耳にしており、親からも年金の大事さを重々聞かされていたことから、国民年金の任意加入手続をしたにもかかわらず、途中で資格を失う手続をしたとされている理由が分からず、思い当たる節も無い。申立期間は保険料を納付しており、昭和 61 年 4 月から第 3 号被保険者になったと考えているので、未加入とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 7 月に国民年金に任意加入してから、申立期間以外は国民年金保険料をすべて納付しており、60 歳以後も任意加入して保険料を納付している。

また、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録から確認できる限り、申立人は昭和 52 年度から申立期間直前の 59 年度まで保険料を毎年、前納している上、ほかの加入期間も、同様に大半の期間は前納していることから、申立人の保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

さらに、申立人は申立期間の前後を通じて、住所変更や家庭状況に大きな変化は認められず、保険料を納付できる経済状況であったことが推認できる上、申立人は、昭和 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者となる際に、申立人の夫から保険料の納め忘れ等があつてはいけないとした内容の言葉を掛けられたと述べているところ、その夫も、そのようなやりとりをした覚えがあるとしていることから、60 年 4 月 1 日付けで資格喪失を申し出たとされていることは不自然である。

加えて、申立期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月5日から36年7月1日まで
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和37年7月23日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和36年5月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間の脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期から間もなくして国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立期間①について、事業主は、申立人が昭和 19 年 8 月 4 日に船員保険被保険者の資格を取得し、20 年 9 月 20 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 8 月 4 日から 20 年 9 月 20 日まで
(船舶所有者 A B 船舶)
② 昭和 20 年 12 月 18 日から 21 年 4 月 18 日まで
(船舶所有者 C D 船舶)
③ 昭和 21 年 9 月 25 日から同年 11 月 13 日まで
(船舶所有者 E F 船舶)

社会保険事務所に年金記録の照会をしたところ、船員保険被保険者記録のうち、申立期間①、②及び③について確認ができなかった。

船員手帳に記載されていることから、申立期間①、②及び③を船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、船舶所有者 A の船員保険被保険者名簿において、申立人と生年月日が一部相違しているものの、申立人の旧姓と同姓同名で、基礎年金番号に統合されていない船員保険被保険者記録が確認でき、当該記録は、昭和 19 年 8 月 4 日に被保険者資格を取得し、資格喪失日の記載がされていないことが確認できる。

また、申立人の所持する船員手帳により、船舶所有者 A の B 船舶の雇入年月日は昭和 19 年 8 月 4 日、雇止年月日は 20 年 9 月 20 日であることが確認でき

る。

さらに、前述の船員保険被保険者名簿には、船員手帳の番号を記載する欄が設けてあり、上述の未統合記録に記載された船員手帳の番号は、申立人が所持する船員手帳の番号と一致していることが確認できる。

加えて、船舶所有者AのB船舶に乗船していた複数の同僚は、「申立人と一緒に乗船し、一緒に下船した。」と証言しており、当該同僚の船員保険被保険者記録を確認したところ、昭和20年9月20日に資格を喪失していることが確認でき、申立人が所持する船員手帳の雇止年月日と一致している。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると確認でき、船舶所有者Aは、申立人が昭和19年8月4日に船員保険の被保険者資格を取得し、20年9月20日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年12月6日法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人が提出した船員手帳から、申立人が船舶所有者CのD船舶で雇用されていたことは推認できる。

しかし、船舶所有者Cの船員保険被保険者名簿から、当該船舶所有者は、複数の船舶を所有していたことが確認でき、申立人が所持する船員手帳から確認できる船長及び申立人が当該船舶所有者のD船舶と一緒に乗船していたと記憶する複数の同僚の被保険者記録を確認したところ、いずれも昭和21年4月1日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、当該船長及び同僚が乗船していた船舶の名称までは確認ができなかった。

また、船舶所有者Cは、既に船員保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先が判明せず、船長も既に死亡し、申立人が記憶する同僚も死亡あるいは証言ができない状況であることから、当時の勤務状況及び船員保険の加入、保険料控除について確認することができなかった。

申立期間③について、申立人が所持する船員手帳から、申立人が船舶所有者EのF船舶で雇用されていたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、船舶所有者EのF船舶で申立人が記憶する船長及び同僚の船員保険被保険者記録を確認したが、申立期間③当時、船員保険の被保険者となっていたことは確認ができない。

また、オンライン記録から、上述の船長、同僚及び船舶所有者Eは、既に死亡していることから当時の勤務状況及び船員保険の加入、保険料控除について確認することができなかった。

さらに、船舶所有者Eの遺族に照会したところ、「当時の資料は保存していない。当時の状況は分からない。」と回答している。

このほか、申立期間②及び③における船員保険料の控除について確認できる

関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1115

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和28年7月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から28年7月15日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、昭和27年10月1日以降の加入記録が無いことが分かった。A事業所が倒産するまで、ほかの同僚と一緒に自分も勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元同僚は、「自分は会社の倒産を機に退職した。そのころ8人ぐらいの従業員がおり、その中に申立人もいたと思う。」と証言しており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が倒産時まで一緒に勤務していたとして氏名を挙げた当該元同僚を含む複数の元同僚は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日の昭和28年7月15日に厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、「A事業所がまだ営業していたときに社長は死亡し、専務から会社を閉める旨の説明があった。」と主張しており、当該主張の内容は複数の元同僚の証言と一致している上、A事業所の閉鎖登記簿謄本によれば、当該事業所は昭和28年7月31日に解散していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和27年9月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は既に解散しており、事業主の所在も不明であり、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Aにおける資格取得日に係る記録を昭和29年3月13日、資格喪失日に係る記録を同年5月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月13日から同年5月17日まで
② 昭和39年7月20日から同年9月1日まで

ねんきん特別便を確認したところ、申立期間①及び②について、船員手帳の記載と相違している。

船員手帳の写しを提出するので、申立期間①及び②を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する船員手帳により、船舶所有者AのB船舶で昭和29年3月13日に雇入れ、同年5月17日に雇止めの記録が確認できる。

また、申立期間①当時、船舶所有者AのB船舶に乗船し、申立人と同じ甲板員であった複数の同僚は、申立人と一緒に勤務していたことを証言しており、これら複数の同僚は、いずれも申立期間において船員保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、船舶所有者AのB船舶に勤務し、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が提出した船員手帳の

記録から4,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年3月及び同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人が所持する船員手帳から、船舶所有者CのD船舶で雇用されていたことは推認できる。

しかし、申立期間②当時、船舶所有者CのD船舶で勤務していた同僚は、「申立人が勤務していたことは記憶している。しかし、申立期間②当時に乗船していたかどうかは覚えていない。」と証言している。

また、オンライン記録から、D船舶の船長は既に死亡しており、証言を得ることはできなかった。

さらに、船舶所有者Cは、既に船員保険の適用事業所でなくなっており、船舶所有者Cの役員だった者は、「当時の資料は廃棄したと思う。」と証言している。

このほか、申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Aにおける資格取得日に係る記録を昭和34年8月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和35年3月31日から同年4月8日まで

社会保険事務所（当時）に船員保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について船員保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、当該期間も船舶所有者AのB船舶で継続して勤務していたので、申立期間①及び②を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された船員手帳及び当該期間に船舶所有者Aでの船員保険の加入記録がある複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、当該船舶所有者に昭和34年8月31日から勤務し、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の船舶所有者Aにおける昭和34年9月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、船舶所有者Aは既に船員保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も亡くなっているため、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、申立人は、当時の状況を具体的に記憶しているものの、申立人から提出された船員手帳により、申立人の船舶所有者Aでの雇止年月日は昭和35年3月29日、船舶所有者Cでの雇入年月日は同年4月7日となっていることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録から、船舶所有者Aは、昭和35年3月31日に船員保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立人と同様に船舶所有者Aでの資格喪失日が昭和35年3月31日で、船舶所有者Cでの資格取得日が同年4月8日となっていることが確認できる元同僚は、「当時は、個人所有だった船舶所有者Aを組合にして船舶所有者Cに名称を変えた時期であり、この間、陸に上がっていたと思うが、船員保険に加入していたかどうかは分からない。」と述べており、申立期間②当時の船舶所有者Aでの船員保険の適用、船員保険料の控除について証言を得ることはできなかった。なお、船舶所有者Cの船員保険被保険者名簿では、申立人を含めた40人近くの者が同年4月8日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、船舶所有者Aは船員保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人に係る申立期間②当時の船員保険の適用、船員保険料の控除について関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1118

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年12月21日から51年7月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を51年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を50年12月から51年3月までは9万2,000円、51年4月から同年6月までを9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月21日から52年4月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

申立期間において、A事業所に勤務しており、一部期間であるが給与明細書も提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和50年12月21日から51年7月1日までの期間について、複数の同僚が、申立人は50年12月21日以降もA事業所に継続して勤務し、職種、職位等に変更がなかったと証言しており、また、申立人は、昭和51年4月、同年5月及び同年6月のA事業所の給与明細書を所持しており、当該給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は、A事業所に51年6月30日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和50年12月から51年3月までの標準報酬月額については、申立

人に係るA事業所における昭和50年11月の社会保険事務所の記録から9万2,000円とし、51年4月から同年6月までの標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書における厚生年金保険料控除額から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主も既に死亡しており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和51年7月1日から52年4月1日までの期間について、申立人が提出した母子手帳における仕事を辞めた時期に係る記載事項及び同僚の証言から、当該期間内に申立人がA事業所に勤務した期間があったことがうかがわれるが、申立人がA事業所を退職した時期に係る関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、申立人は当該期間に係る給与明細書等の保険料控除額が分かる資料を所持しておらず、上述のとおりA事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、当該期間に係る厚生年金保険の適用、保険料控除について関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成5年6月における標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA事業所における資格喪失日は、平成7年4月25日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年7月から7年3月までの標準報酬月額については、18万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月1日から同年7月31日まで
② 平成5年7月31日から7年4月25日まで

申立期間①について、A事業所における厚生年金保険の標準報酬月額が、^{さかのぼ}遡って8万円に減額訂正されていることが分かった。当時の給料総支給額は18万円くらいだったと記憶しているので、訂正前の標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②について、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A事業所での厚生年金保険の加入記録が、平成5年6月1日から同年7月31日までの期間となっているが、7年4月に社会保険の被保険者資格を喪失するまで、社会保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、18万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成8年5月31日）以降の平成8年6月4日付けで、5年6月の標準報酬月額が8万円に遡って訂正処理されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではな

かったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時は、当該事業所の給与事務及び社会保険事務を行っていた事務所とは別の場所に勤務していたとしている上、オンライン記録によると、当該遡^{そきゅう}及訂正処理が行われた平成8年6月4日には、申立人は別の事業所において被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は当該標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た18万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間②について、申立人が提出した申立人の預金通帳の写しから、申立人が申立期間②においてA事業所に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成8年5月31日）以降の平成8年6月4日付けで、遡^{そきゅう}及して5年7月31日に被保険者資格を喪失したとする処理が行われていることが確認できる。

また、A事業所における複数の同僚^{そきゅう}についても、申立人と同様に平成5年7月31日付けで、資格喪失日の遡^{そきゅう}及処理が行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、「病院に入院するため、当該事業所に平成7年5月ごろまで勤務したが、社長から、事業所として社会保険を脱退するという説明があったため、国民健康保険に切り替える手続きをした。遡^{そきゅう}って脱退するとの話はなかった。」と主張しているところ、B市Cグループの担当者は、「申立人は、平成7年4月25日から国民健康保険に加入している。申立期間当時、事業所から発行された脱退連絡票等の書類により、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格喪失日を確認して、国民健康保険加入の処理をしていた。」と述べている。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、国民年金についても、平成7年4月25日に第2号被保険者からの移行により国民年金の被保険者資格を取得したことが記録されており、同年4月分から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年7月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、7年4月25日であると認められる。

なお、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から15年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から15年9月まで

平成15年12月に会社に年金手帳を提出したところ、基礎年金番号の重複と国民年金保険料が全く納付されていないことを知らされた。平成16年2月に社会保険事務所(当時)で調べてもらった際も、同じ答えであったが、通帳も無く、記録も無いということで門前払いとなった。2年間(平成14年1月から15年11月まで)の保険料はさかのぼって納付できると言われ、払込みが重複していることが確認できれば、重複分は還付されるとのことであったので、とりあえず2年分払い込んだが、個人事業を始めるに当たり、平成2年6月ごろに国民年金に加入し、銀行口座振替にした確かな記憶はあるため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、個人事業を始めるに当たり、平成2年6月ごろに国民年金に加入したと述べているが、申立人は、15年12月に厚生年金保険被保険者となったことを契機として、さかのぼって申立期間に係る国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立期間当時、国民年金に加入していたことがうかがえない。

また、現在確認できる平成12年分及び13年分の確定申告書の写しを見ると、社会保険料控除欄に国民年金保険料に係る記載が無く、計上された金額からも国民年金保険料が含まれていたことがうかがえない。

さらに、申立人は、口座振替により保険料を納付していたと述べているが、申立人の預金口座の取引履歴からは、申立期間の保険料が口座振替で納付さ

れたことが確認できず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1167 (事案 368 の再申立)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から 50 年 3 月まで

私は、20歳になった昭和44年に国民年金に加入し、母親と一緒に郵便局に行き、そこで2回ぐらい、自分と母の国民年金保険料を母が納付した。

実家を離れてからは、実家の母の元に届く納付書で保険料を納付し、その後47年から50年までの期間は、当時の夫の分の保険料と一緒に近くの金融機関で納付した。母及び元夫が納付済みとなっているのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る当初の申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 3 月 4 日に払い出されており、ほかに申立人に対し別の同記号番号が払い出されたことはいかならないことから、このころ申立人は、初めて加入手続を行ったものとみられ、同手続までは未加入であったことになるため、国民年金保険料を納付することはできなかつたとみられること、ii) 申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付方法についての記憶はあいまいであり、申立人の申立期間当時居住する市においては、昭和 47 年度まで印紙検認納付方式が採られていたことが、市の広報から確認できることから、申立人の主張する方法で保険料を納付することができたとは推認し難いこと等から、既に委員会の決定に基づき平成 20 年 8 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間の保険料納付を示す資料として、新たに申立人が申立期間の保険料を納付したことを証する旨を申立人の姉及び弟が記した書面を提出しているほか、申立人の母及び元夫の申立期間における保険料が納付済みであることを判断の要素として加味するように主張しているが、申立

人の親族の保険料の納付状況に関しては当初の決定においても勘案しているところであり、これら今回の申立人の提出資料及び主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から同年9月まで

私は、勤務先を退職後、実家のある町へ住所を移転し、次の職を探す間、失業保険を2か月間受給した。この間、同町の役場から国民年金保険料納付書兼領収書が実家へ送付されてきたので、これにより保険料を納付したと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年6月の会社退職時に国民年金加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、6年9月16日の転居以降に払い出されたものと推認でき、これ以外に申立人に対し別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は同日以降に初めて国民年金加入手続を行ったものとみられる。このことから、申立人は申立期間当時は国民年金には未加入であったことになり、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳には申立期間に係る国民年金被保険者資格の記載が無いほか、「初めて被保険者となった日」欄には平成6年8月16日と記載されており、オンライン記録上、申立期間が未加入とされていることとの矛盾も無い。

さらに、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 12 月から 45 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月から 45 年 8 月まで

私は、厚生年金保険に加入していた会社を退職した後、国民年金に加入し、妻が町内会長の集金により夫婦分の保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の妻は、申立期間は、町内会長の集金により夫婦分の保険料を納付していたと述べているが、申立人が当該町に転居したのは申立期間終期の 2 か月前の昭和 45 年 7 月であり、同町内会長の集金により申立人の申立期間の保険料を納付することができたのは同年同月及び同年 8 月の 2 か月分のみとなることから、申立人の妻の申立期間の保険料の納付に係る記憶とは大きく異なる上、申立期間における納付金額の記憶も無く、転居前の期間における居住地での保険料納付に関する記憶もあいまいである。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 45 年 7 月であり、このころ、申立人の妻は国民年金加入手続を行い、43 年 1 月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものとみられることから、同手続を行うまで申立人の妻は国民年金には未加入であったことになる上、申立人の妻の所持する領収証書により 44 年 4 月から 45 年 3 月までの保険料を同年 12 月に過年度納付したことが確認できるなど、申立人の妻が夫婦分の保険料を一緒に納付していたことも考え難い。

さらに、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間とされており、申立人の所持する国民年金手帳にも申立期間に加入手続を行った形跡は無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえな

い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から同年 9 月まで

私が、60 歳を過ぎたころだと思うが、友人に年金の確認をした方が良いと言われて、役場に問い合わせをした時には、昭和 38 年 4 月から保険料を納付してあると言われた。その後、年金の問題が報道されてから、再度、社会保険事務所（当時）に問い合わせをして調査してもらったが、その時は、6 か月間の未納があるとの説明を受けた。国民年金の加入手続及び保険料納付等は、すべて母がしてくれていたもので、私の記憶には無いが、国民年金手帳に記載されている資格取得日も昭和 38 年 4 月 1 日になっているので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないことから、明確な記憶は無いとしている上、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は既に他界しているため申立期間の状況は不明である。

また、申立人は、自身の国民年金手帳に資格取得日として昭和 38 年 4 月 1 日と記載されていることから、このころから保険料を納付したのではないかと述べているところ、同手帳に記載される資格取得日は必ずしも同時点から保険料の納付があったことを意味するものではない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 10 月に払い出されており、申立人に対し別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ 38 年 4 月までさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得する手続が行われたものと推測されるが、同手続時点では申立期間の保険料は既に時効のため納付できなくなっていたとも考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 30 日から 36 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間はA事業所の非常勤職員として勤務していたが、同時期に入社した同僚は、非常勤職員の期間に厚生年金保険の記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の職務内容に係る申立人の詳細な記憶及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が、昭和 35 年 2 月 18 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 3 月 30 日に同資格を喪失したことが確認できる。

また、B事業所（A事業所の継承事業所）の総務課担当職員に照会したところ、「昭和 53 年度以前の資料はすべて廃棄されているため確認できない。しかし、申立期間当時は、厚生年金保険の加入について各Cで判断していた。当時の判断基準は明らかでないものの、厚生年金保険に加入していない者から厚生年金保険料を控除することはないと思われる。」との回答を得た。

加えて、申立人と同じ課に配属されたとする同僚は、非常勤職員として勤務したとする期間について、厚生年金保険の記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者又は船員保険被保険者として、厚生年金保険料又は船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 30 日から 39 年 4 月 20 日まで
② 昭和 39 年 10 月 27 日から 40 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険及び船員保険の加入記録を照会したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険又は船員保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。しかし、当該期間、A船舶所有者、B船舶に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者又は船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A船舶所有者、B船舶に継続して勤務していたと主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、昭和 38 年 10 月 30 日にA船舶所有者、B船舶の船員保険の資格を喪失し、39 年 4 月 20 日に資格を取得し、同年 10 月 27 日に資格を喪失した後、40 年 2 月 1 日に資格を取得しており、A船舶所有者、B船舶において船員保険の被保険者記録が確認できる船長以下多数の船員が、申立人に係る前述の記録とほぼ一致して資格を喪失し、資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間当時の事業主の娘は、「申立期間①及び②は休漁期であり、B船舶で、当該期間に船員保険に加入する者はいなかった。」と証言している。

なお、上述の事業主の娘及びB船舶の申立期間当時の機関長は、「申立人は、船員ではないが、水揚作業を手伝うことがあったため、事業主が事故を心配して船員保険に加入させたのではないか。」と証言している。

さらに、オンライン記録により、B船舶名の厚生年金保険の適用事業所は見当

たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料又は船員保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者又は船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料又は船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1122

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 1 日から 37 年 1 月 5 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、A事業所には昭和 34 年 11 月 1 日から勤務しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人は申立期間中にA事業所で勤務していたことはいかがえる。

しかし、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和 37 年 1 月 5 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人の資格取得日と同日に被保険者資格を取得している者は、申立人を当該事業所に紹介したとする先輩を含む 4 人であることが確認できる。

また、申立人は、「自分と一緒に入社した者はおらず、一人だった。」と述べており、複数の同僚は、前述の 4 人について、「申立人より早い時期に別々に入社している。」と証言していることから、A事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所の当時の事業主は既に死亡しており、当時の資料は無く、当該事業所における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月 19 日から同年 12 月 8 日まで
(A事業所)
② 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
(B事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していた事実はないとの回答を得た。いずれの事業所でも営業正社員として働いているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C事業所(破産したA事業所の人事記録を保管している事業所)が管理している申立人に係る記録から、申立人は申立期間において、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、C事業所の事務担当者は、「申立人に係る情報は入退社日のみであり、社会保険加入手続の事務について確認することはできない。」と回答している上、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、複数の同僚に聴取したが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認ができない。

なお、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 51 年 7 月 19 日から 52 年 1 月 17 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、B事業所の責任者であったとされる者の証言から、勤務期間は特定できないが、申立人が当該事業所に勤務していたことはいくつかある。

しかし、前述の責任者は、「入社当初、3か月間は試用期間であり、給与からの保険料控除は無かった。3か月後に正式採用していた。」と証言している。

また、D事業所（B事業所の後継事業所）に照会したが、申立人に係る人事記録等の資料は無いと回答しており、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料を得ることはできなかった。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認ができない。

なお、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和59年3月21日から同年9月25日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月から22年4月まで
社会保険事務所（当時）で年金記録の確認をしたところ、戦時中から勤務していたA事業所の被保険者記録が無かった。A事業所には、父と兄が勤務していたことから転職した。
申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、C県のA事業所に勤務していた複数の同僚が申立人の氏名を記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、事業所名簿から、B県におけるA事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは、昭和20年6月20日であることが確認でき、C県におけるA事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、22年1月1日であることが確認できる。

また、B県におけるA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該事業所の最後の被保険者の資格取得日は、申立期間より前の昭和20年2月10日であることが確認できる。

さらに、C県におけるA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和22年1月1日から同年7月20日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、上述の同僚に申立人の勤務期間について照会したが、いずれの同僚も申立人の勤務期間については記憶していなかった。

加えて、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、当該事業所のあったB県及びC県の地域を管轄する法務局において、A事業所という名称での商業登記は確認ができないこと、及びオンライン記録から、申立期間当

時の事務担当者は既に死亡していることが確認できることから、申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1125 (事案 233 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月27日から26年1月16日まで

申立期間について、A事業所の船員保険被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、申立期間当時の同僚6人が調査に協力することを約束してくれたので、再度調査を行い、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係る船員保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細等の関連資料が無いこと、ii) A事業所に係る船員保険被保険者名簿の記録から、申立期間において申立人の記録が確認できないこと、iii) B県内の適用事業所に係る船員保険被保険者のうち、申立人と生年月日が同一の被保険者を確認したが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらないこと等の理由により、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回申立人が挙げた同僚6人の中の一人の証言及び船員手帳の記録により、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚からは、申立期間における申立人の船員保険の加入状況について確認できる証言を得ることができず、申立期間当時のA事業所の船員保険の適用及び保険料の控除に係る新たな資料もないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は船員保険被保険者として申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1126

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 1 日から 35 年 1 月 28 日まで

社会保険事務所 (当時) に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録 (年金記録) の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主 (申立期間当時の事業主の息子) が、申立人が勤務していたことを記憶していることから、勤務した時期は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立期間においてA事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員に聴取したが、申立人が勤務していたことを記憶している者はいなかった。

また、A事業所の事業主は、「申立人の勤務期間は、昭和 40 年以降の 1、2 か月の短い期間であったと記憶している。父親が事業主であった期間は 2、3 か月の試用期間を設けていたので、申立人は厚生年金保険に加入しなかったと考える。」と回答している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 33 年 8 月 1 日から 36 年 4 月 1 日までに被保険者記録を取得した者の記録を確認したが申立人の氏名は見当たらないほか、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、A事業所の事業主が、申立人が勤務していたとする期間を含む、39 年 11 月 26 日から 45 年 3 月 17 日までに被保険者記録を取得した者の記

録を確認したが申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1127

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月から32年9月まで

社会保険事務所（当時）に、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

しかしながら、A事業所には昭和31年5月から会社の敷地内にあった寮に住み、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人が申立期間中のA事業所での出来事を詳細に記憶していることから、申立人は、申立期間当時、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が申立人と同時期の昭和31年4月にA事業所に入社したとして氏名を挙げた同僚は、オンライン記録によれば昭和35年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、A事業所及び同じ建物内にあったとされる関連事業所であるB事業所において申立期間前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の者に入社日を聴取したところ、回答のあった入社日より後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が多数確認できる。

また、申立期間後にA事業所及びB事業所の総務部長であった者は、「当時、現業の者は、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていない者もいた。厚生年金保険に加入させる時期については、個々に判断して決めていた。厚生年金保険に加入させていない者の給与から厚生年金保険料の控除はしていない。」と証言していることから、A事業所では、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、A事業所の元役員から、「申立期間当時、厚生年金保険を含む社会保険の適用は事業主が権限を有していた。」との証言を得たが、当該事業主は既に死亡していることから、申立人についての厚生年金保険の適用、保険料控除について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1128

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月 1 日から 21 年 5 月 7 日まで

A事業所に勤務していた期間について、年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、A事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A事業所は、昭和 30 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A事業所は、「申立期間当時の書類が保管されておらず、申立期間当時のことを記憶している者もないため、当時の社会保険の取り扱いについては確認できないが、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないので、厚生年金保険に関する事務処理を行っていないと思われる。」と回答している。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚について、氏名のうち姓しか覚えておらず、当該同僚を特定することができないため、申立人がA事業所に勤務していたことを確認できる証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。